

(「やむを得ない特別の事由」の意義)

8の2—5 令第27条第4項《原産地証明書の有効性》に規定する「税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合」の意義及び取扱いについては、次による。

(1) 「特別の事由」とは、次の場合をいう。

イ 輸出国における震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害により、原産地証明書の発給申請を輸出時までに行うことができなかつた場合

ロ 令別表第1の改正により特惠受益国が追加指定された場合で、指定後6カ月以内において、当該特惠受益国の原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情がある場合

ハ 輸入者が輸出者に対して契約の際に原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、輸出者が原産地証明書以外の証明書の発給を受け、若しくは正当な発給機関でない者が発給した証明書を取得し、又はその申請を失念したため発給が輸出後となつた場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合

ニ その他これらに準ずる場合で税関長が真にやむを得ないと認めた場合

(2) なお、通常の出発手続に要すると認められる期間内（輸出後10日程度の遅れ）に発給されたものは「輸出の際」に発給されたものと取り扱つて差し支えない。